

平成 30 年度地域公共交通バリア解消促進等事業
(バリアフリー化設備等整備事業)
「ＪＲ函館線函館駅（北海道函館市）生活交通改善事業計画」

1. 事業の目的・必要性

「バリアフリー法」に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」では１日あたり利用者数「3,000 人以上」の鉄道駅について視覚障害者誘導用ブロックを含む設備のバリアフリー化を平成 32 年度までに実施することが求められている。

ＪＲ函館線函館駅は利用者数が１日あたり約 6,700 人（平成 28 年度実績）の駅である。そして頭端駅であることから段差解消はなされているが、バリアフリー設備としては視覚障害がある方の転落防止設備としての内方線ブロックについてが未整備となっている。

平成 28 年 8 月に東京地下鉄銀座線青山一丁目駅において視覚障害がある方が線路内へ転落し亡くなられた事故をうけ、国土交通省では同月に「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」が設置された。その後の平成 28 年 12 月の「中間とりまとめ」の中で、内方線付き点状ブロックの設置については「3,000 人以上の駅について、視覚障害のある人の転落事故の発生状況や視覚障害がある人の利用状況等を勘案した上で、可能な限り速やかに整備する」ことが鉄道事業者に対して求められている。

そのような中、平成 29 年 10 月にＪＲ西日本阪和線富木駅において視覚障害がある人が駅ホームから転落し、死亡する事故が再び発生しており、「中間とりまとめ」の内容を踏まえ、転落防止対策の促進が求められているところである。

2. 事業の定量的な目標及び効果

ＪＲ函館駅は既に段差は解消されているが、ホームへの内方線ブロックが未設置の状況である。函館駅では視覚障害がある利用客に対する介助実績が１ヶ月あたりおよそ 20 件（平成 29 年度）あり、多くの視覚障害がある人が利用する駅である。そこで、視覚障害がある旅客の転落防止のため、ホームへ内方線ブロックを設置し、設置率を 100%とすることによりバリアフリー化を完成させ、函館駅を利用する旅客の安全性を向上させることとする。

3. 事業の内容と当該事業を実施する事業者

○事業内容

- ・ホーム４面（１番線～８番線）に内方線ブロックを設置

○実施事業者

- ・北海道旅客鉄道株式会社

4. 事業に要する費用の総額、負担者及びその負担割合

- ・函館駅 事業費 13,500 千円

【内訳】

負担者	負担額	負担割合
北海道旅客鉄道株式会社	4,500 千円	33.3%
函館市	4,500 千円	33.3%
国	4,500 千円	33.3%

5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

- ・北海道旅客鉄道株式会社

6. 計画期間

平成 30 年 8 月～11 月

7. 協議会の開催状況と主な議論

開催	開催年月日	協議会名	主な内容
第 1 回	平成 29 年 12 月 26 日	平成 29 年度第 3 回 函館市生活交通協 議会	北海道旅客鉄道株式会社より、計画内容、費 用負担等について説明を実施。
第 2 回	平成 30 年 3 月 27 日	平成 29 年度第 4 回 函館市生活交通協 議会	本計画を平成 30 年度事業として進めること について協議会にて合意。

8. 利用者等の意見の反映状況

- ・本事業を実施する北海道旅客鉄道株式会社の函館駅にポスターを 10 日間（平成 30 年 3 月 5 日～3 月 14 日）掲示をし、計画に関する意見を募集した。
- ・駅利用者からの意見は無かったため、計画通り整備を実施する。

9. 協議会メンバーの構成

○函館市生活交通協議会

【構成】

- ・学識経験を有する者
 - ・一般旅客自動車運送事業者およびその組織する団体
 - ・一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体
 - ・住民または利用者の代表
 - ・北海道運輸局長の指名する職員
 - ・渡島総合振興局長の指名する職員
 - ・道路管理者
 - ・交通管理者
 - ・旅客鉄道事業者
 - ・函館市長の指名する職員
 - ・函館市企業局長の指名する職員
 - ・公募による者
 - ・その他市長が特に必要と認める者
- 以上より、委員 25 名で構成されている。

平成 30 年 3 月 27 日

函館市生活交通協議会